



平成20年2月15日

## タクシー事業者に対する行政処分

処分に関する  
問い合わせ先

自動車運送事業安全監理室  
担当 富田、宮寄  
電話 092-472-2529

平成19年7月4日午前6時頃、大牟田市上官町の県道交差点で有限会社みつわタクシーの車両が信号柱に衝突し、同運転手と乗客2名が死亡した事故を端緒として監査を実施したところ、当該車両のタイヤ摩耗、定期点検整備の未実施違反等が判明したため、下記のとおり、道路運送法（以下「法」という。）第40条の規定に基づき、輸送施設（事業用自動車）の使用停止を延べ235日間行うことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

### 記

1. 行政処分又は命令の年月日  
平成20年2月15日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
  - ・事業者の名称： 有限会社みつわタクシー
  - ・主たる事務所の位置： 熊本県荒尾市大島字松原7番地2
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
  - ・営業所の名称： 大牟田営業所
  - ・営業所の位置： 福岡県大牟田市三川町4丁目58-3
4. 行政処分又は命令の内容等
  - (1) 行政処分の内容  
大牟田営業所の輸送施設（事業用自動車）の使用停止235日車  
(注) 日車＝停止日数×停止車両数
  - (2) 処分期間  
平成20年2月20日から平成20年5月7日まで（78日間×2両）  
平成20年2月20日から平成20年5月8日まで（79日間×1両）

## 5. 違反行為及び違反条項

- ① 運賃及び料金並びに運送約款の掲示をしていなかった。  
(法第12条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第4条第1項)
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通大臣告示の遵守が不適切であった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
- ③ 乗務員の健康診断を受診させていなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第3項)
- ④ 点呼の実施が一部当該営業所で実施されていなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項～2項)
- ⑤ 乗務員台帳の記載事項等に不備があった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- ⑥ 運転者に乗務員証を返還させていなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第48条第1項)
- ⑦ 乗務員に対する指導監督が適切に行われていなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑧ 初任運転者に適性診断を受診させていなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ⑨ 整備不良車両(タイヤの摩耗)  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第45条(道路運送車両法第41条))
- ⑩ 定期点検整備が未実施であった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号(道路運送車両法第48条))

## 6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数(累積点:10日車を1点とし端数は切り上げる)

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は24点で、九州運輸局管内における累積違反点数は24点です。